



1 目的

共同住宅等を再利用するために行うリフォーム工事の一部を補助することにより、**建設資材の価格高騰に伴う支援**や既存ストックの活用による良質な賃貸住宅の供給拡大を図ること。また、市営住宅として活用できるように改修する場合に補助を行うことで、借上型市営住宅として活用可能な共同住宅を確保すること。

2 事業内容

- (1) **対象住宅**
- ① 市内にある建築物のうち、建築後20年が経過していること
 - ② リフォーム後、賃貸を目的とする共同住宅、長屋及び下宿等であること
 - ③ 共同住宅等の半数以上の住戸を改修することとし、公営住宅等整備基準に適合し補助金の加算を利用する場合は、全戸を改修すること
- (2) **対象工事**
- ① 市内に本店を有する事業者によるリフォーム工事
 - ② 補助金交付決定後に着工し、請求期限までに完了報告ができるもの
 - ③ この制度や他の補助金等の対象になっていないもの

- (3) **対象者**
- ① 対象となる共同住宅等を所有している者
 - ② 本人が市税の滞納をしていないこと

(4) 補助額

項目	補助率	1戸の上限額	申請者年間上限額
住戸部分	工事費の1/2	50万円	500万円
	公営住宅等整備基準に適合→20万円加算		加算額は含めない
共用部分	工事費の1/2	20万円	200万円

※ 対象住宅につき1回限りの交付とする

3 今年度の申請状況

令和4年当初 事業費 12,500千円

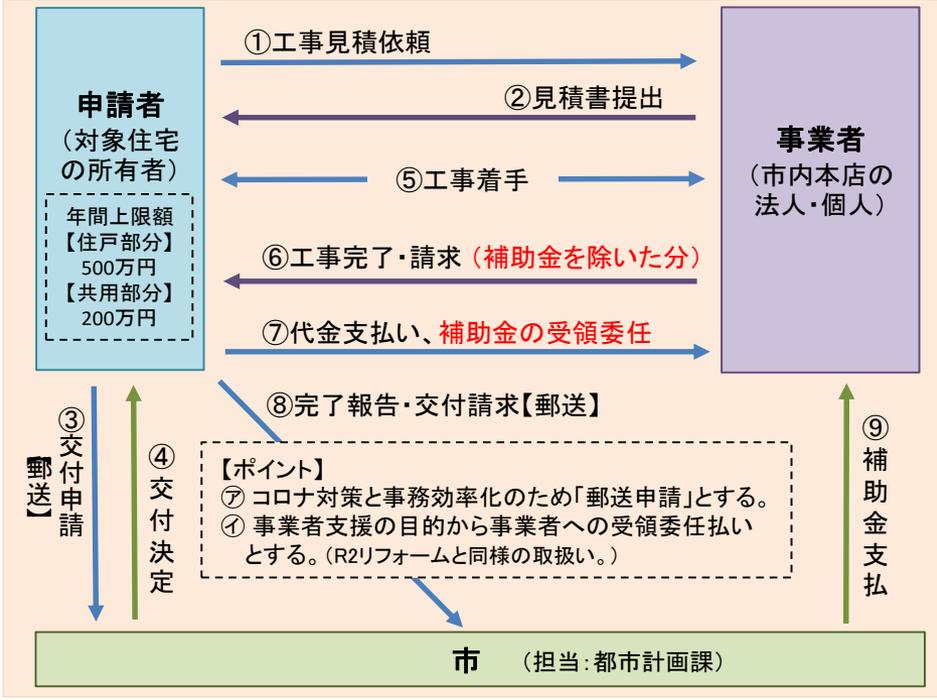
【10月12日時点の申請状況】
 申請件数 8件(住戸 48戸利用、共用 40戸利用)
 申請額 11,263千円
 (内訳) 住戸部分 6,663千円、公営住宅等整備基準 0円、共用部分 4,600千円

4 事業費

令和4年10月補正 事業費 10,000千円

【内訳】 住戸部分	50万円×10戸	=	5,000千円	
	加算	20万円×10戸	=	2,000千円
	共用部分	20万円×15戸	=	3,000千円
			合計	10,000千円

5 事業スキーム等



- (1) **申請方法** 工事着工前に「申請書」提出
→「交付決定」後に着工
→工事完了後に「請求書」提出

(2) 添付書類

申請		請求
・工事費見積書	・現況写真	・請求書
・建物登記簿	・滞納無証明	・領収書
・加算利用の場合	・付近見取図	・完成写真 等
	・公営住宅等整備基準適合図書 等	

- (3) **請求期限** 申請年度の3月10日(消印有効)までに郵送提出